

東明館中学校・高等学校

いじめ防止対策基本方針

(いじめ対応マニュアル)

〔目次〕

1. いじめに対する基本的な考え
2. いじめの定義
3. いじめの基本的認識
4. 基本的施策（未然防止・早期発見・早期対応）
 - (1) 未然防止
 - ①教職員の気づきが基本
 - ②実態把握
 - ③生徒への配慮・声かけ
 - ④人権教育・道徳教育等の充実
 - ⑤いじめ防止活動の支援・啓発活動
 - (2) 早期発見
 - ①日々の観察
 - ②教育相談（相談しやすい環境づくり）
 - ③いじめの実態調査
 - ④教職員の資質向上
 - (3) 早期対応
 - ①迅速に対応するための基本的考え方
 - ②いじめ発生時の対応
 - (i) いじめに対する基本的対応
 - (ii) いじめの解消について
 - (iii) 重大事態時の対応 A. 重大事態とは？ B. 重大事態を認知したときの対応
5. ネット上のいじめ
 - (1) 未然防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 早期対応 ①書き込みや画像の削除 ②チェーンメールの対応
6. 調査組織の設置
7. 情報提供
8. 責務
 - (1) 学校設置者の責務
 - (2) 学校及び教職員の責務付：【いじめ早期発見のためのチェック項目】（差し替え）

1. いじめに対する基本的な考え

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続的に未然防止、早期発見や早期対応に取り組まなければならない。

学校におけるいじめ問題への取り組みは、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要がある。また、全ての教職員は、いじめ問題を未然に防止する活動を教育活動の中で日々実践すべきである。

2. いじめの定義

当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめ行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている生徒の立場に立って行うものとする。

3. いじめの基本的認識

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【いじめのタイプ】

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
(脅迫・名誉毀損・侮辱)
- ・ 仲間はずれ、集団による無視
- ・ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする (暴行)
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする (暴行・傷害)
- ・ 金品をたかられる (恐喝)
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする (窃盗・器物損壊)
- ・ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
(強要・強制わいせつ)
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌いなことをされる
(名誉毀損・侮辱)

4. 基本的施策（未然防止・早期発見・早期対応）

（1）未然防止

①教職員の気づきが基本

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

②実態把握

生徒達及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を把握する調査等を実態把握の方法として実施する。事態把握の上、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。配慮すべき生徒の進級においては、教職員間で適切な引き継ぎを行う。

③生徒への配慮・声かけ

生徒達は、周囲の環境により大きな影響を受けやすい。生徒達は教職員の一挙手一投足に目を向けているため、教職員の姿勢・言動が大きく左右し、いじめの未然防止の上で大きな力になる。

④人権教育・道徳教育等の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に役立つことを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に十分理解させ、また人の痛みを思いやる生命尊重の精神や人権感覚の意識を高める必要がある。

また、幼稚な考え方や道徳的判断力の低さからいじめは生じやすいため、道徳教育等により自分自身の生活や行動を省み、客観的に自分を見つめることが、いじめの抑止につながると考えられる。

⑤いじめ防止活動の支援、啓発活動

学校におけるいじめを防止するため、生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に役立つ活動に対する支援、生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発的な措置を講ずる必要がある。

（2）早期発見

学校におけるいじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査その他の措置を講ずる必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受け止め、生徒たちの気持ちや行動・価値観を共感的に理解しようとするカウンセリング・マインドを高め、生徒たちを守る姿勢が大切である。

①日々の観察

学校生活全般において生徒たちの様子に目配りし、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることがいじめ発見の切っ掛けになる。

②教育相談（相談しやすい環境づくり）

- ・生徒が教職員や保護者にいじめについて相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめている生徒から「ちくった」と言われて、いじめがエスカレートする可能性があることを教職員は十分に認識し、相談の対応については細心の注意を払うべきである。その対応次第では教職員への不信感を生み、情報が入らなくなり、いじめが潜在化していく可能性がある。
- ・いじめられている生徒の心のケアに努めるとともに、保健室や面談室等の危険を回避する具体的な心身の安全を保証する必要がある。
- ・周りの生徒から訴えがあった場合は、他の生徒たちから目が届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止め、情報の発信元は絶対に明かさないと約束し、安心感を与える。
- ・保護者がいじめに気付いたとき、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。その際、保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

③いじめの実態調査

実態・状況に応じて随時実施する。アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

④教職員の資質向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う必要がある。

【いじめが見えにくい原因】

- ・人の目に付きにくい時間や場所で選んで行われる。
 - ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。
 - ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われる。
 - ・いじめられている本人からの訴えが少ない。
- (1) 親に心配させたくない（親や教職員の前で元気に振る舞い、隠そうとする。
 - (2) いじめられる自分はダメな人間だ。
 - (3) 訴えても教職員は信用できない。
 - (4) 訴えたらその仕返しは怖いなどの心理が働いている。
- ・ネット上のいじめが最も見えにくい。
ネット上のいじめの兆候は学校ではほとんど見えず、家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「パソコンを扱わない」などの傾向が目立ってきた場合はいじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は担任に連絡するように促しておく

【教職員の留意点】

(1) 教職員の言動

教職員の言動により失敗した生徒を笑ったり、学習や運動が苦手な生徒を馬鹿にしたりする雰囲気や学級内に生まれ、生徒同士のいじめを助長することがある。生徒一人一人の個性を尊重し、生徒をサポートするような適切な言葉がけを心掛ける。

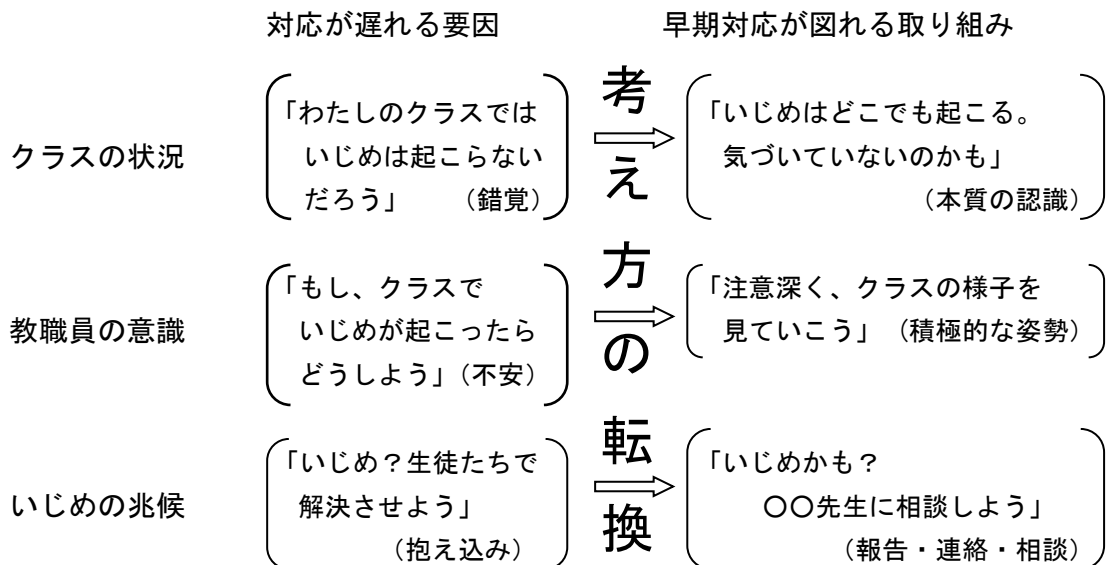
(2) 研修等による共通理解と情報の共有

教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるために専門家を講師とした研修を実施することによりいじめ問題について、すべての教職員で理解と情報の共通化を図る必要がある。

(3) 早期対応

① 迅速に対応するための基本的考え方

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発防止のために日常的にかつ継続的に見守る必要がある。



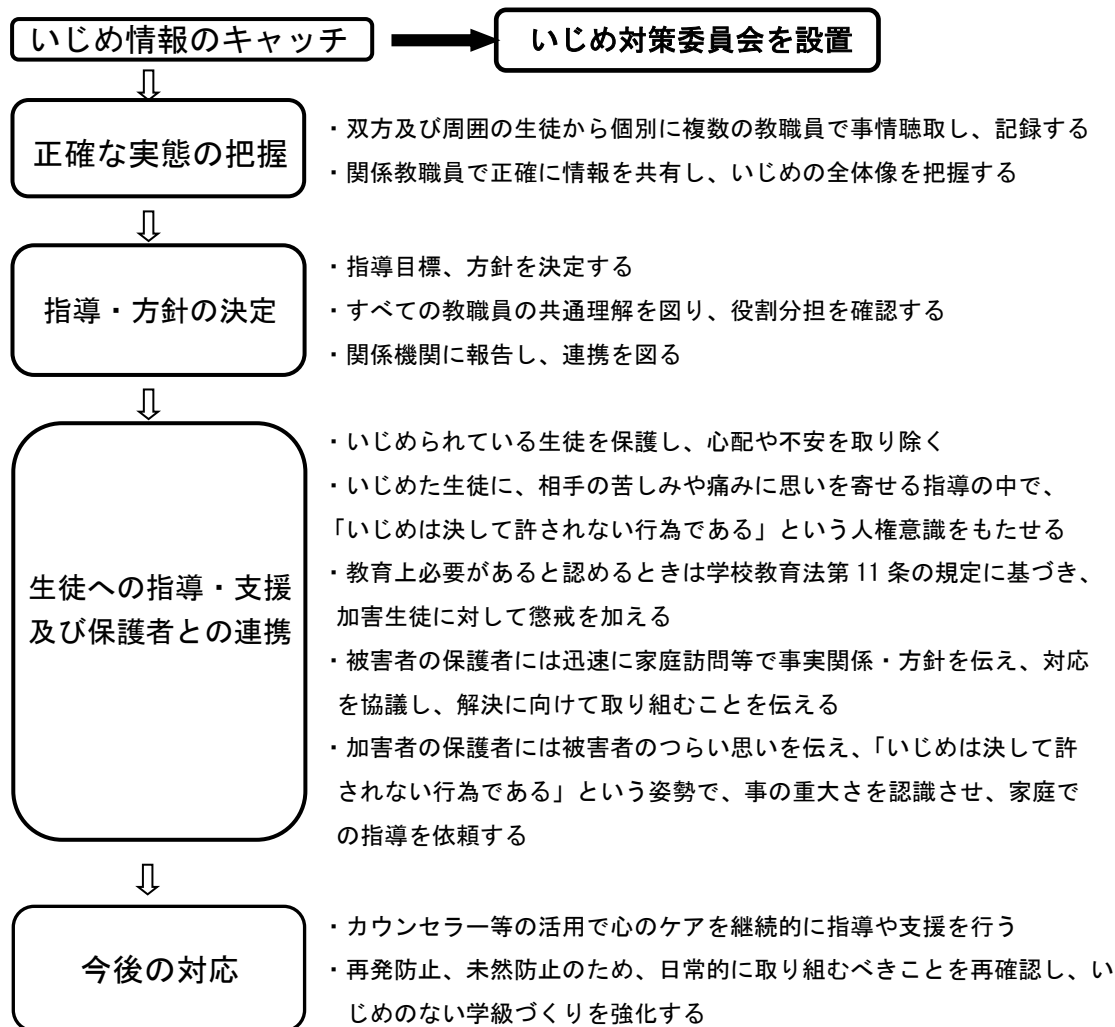
【把握すべき情報】

- ・ 誰が誰をいじめているのか？ (加害者と被害者の確認)
- ・ いつ、どこで起こったのか？ (時間と場所の確認)
- ・ どのような内容のいじめか？どのような被害を受けているのか？ (内容)
- ・ いじめの切っ掛けは何か？ (背景と要因)
- ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ (期間)

※生徒の個人情報の取り扱いには十分注意が必要！

②いじめ発生時の対応

(i)いじめに対する基本的対応



※ 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

26

※ 学校教育法施行規則13条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行

うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

(ii) いじめの解消について

・ いじめは、単に謝罪をもって容易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

・ 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

以上をもとに、いじめ防止対策委員会で協議・判断しいじめの解消とする。

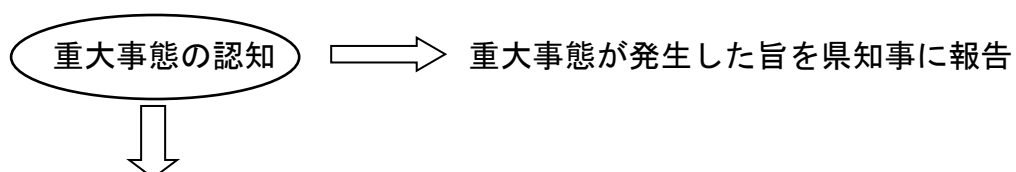
(iii) 重大事態時の対応

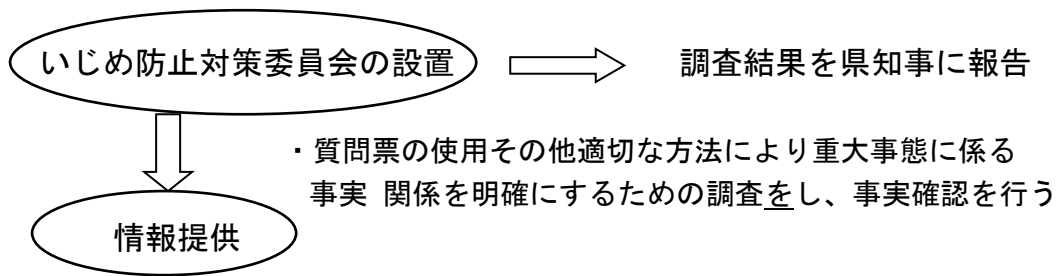
A. 重大事態とは？

- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

B. 重大事態を認知したときの対応

- ・ 重大事態が発生した旨を県知事に報告しなければならない。





調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供する

5. ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

【ネット上のいじめ】

- ・パソコン、携帯電話やスマートフォンを使って、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebの掲示板等(インターネット)に書き込んだり、メールを送ることによるいじめ

{

メール、ブログ、チェーンメール、学校非公式サイト（学校裏サイト）、SNS、動画共有サイト

【特殊性による危険】

- ・匿名により自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては心理的ダメージが大きい
- ・掲載された個人情報や画像は、容易に情報の加工ができて、悪用されやすい
- ・スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載すると、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど利用者の情報が流出する
- ・一度流出した個人情報は、回収が困難であるだけでなく、不特定多数の他人に流れたり、アクセスされたりする

(1)未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う必要がある。

【生徒指導上のポイント】

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
- 発信した書き込みは、多数の人にすぐに広まる
- 書き込みが原因で思わぬトラブル、被害者を心身共に傷つけ、また傷害犯罪等につながる可能性があること
- 書き込みをした者は必ず特定され、悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること

(2) 早期発見

家庭でメールを見たときの表情など、生徒が見せる小さな変化に気付いた場合、躊躇なく問かけると同時に学校に連絡するよう保護者と日頃より連携・協力する必要がある。

(3) 早期対応

① 書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐため専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

② チェーンメールの対応

チェーンメールの内容は架空であり、不幸になったり危害を加えられたりする
ことはないが、友人関係を損ねるので絶対に転送はしないこと。

→ チェーンメールの転送先（財）日本データ通信協会メール相談センター

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

6. 調査組織の設置

[目 的] 質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

[構成員] 校長、教頭、生活指導部長、保健課長、教育相談係、スクールカウンセラー、当該学年主任、当該担任等

[役 割] 調査、事実確認

7. 情報提供

調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

8. 責 務

(1) 学校設置者の責務

学校の設置者は、基本理念（※）にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(2) 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

※いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

新

いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】

時系列	項目	児童生徒を観るポイント	氏名 (児童生徒)
(1) 登校から 朝の会	1	遅刻・欠席・早退などが増えた。	
	2	朝の健康観察の返事に元気がない。	
(2) 教科等の 時間	3	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。	
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。	
	5	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。	
	6	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。	
(3) 休み時間	7	休み時間に一人で過ごすことが増えた。	
	8	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	9	遊び仲間が変わった。	
(4) 昼食時間 (5) 清掃時間	10	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。	
	11	重い物や汚れたものを持たされることが多い。	
	12	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	
(6) 帰りの会 から下校	13	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。	
	14	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。	
(7) 部活動や クラブ	15	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。	
	16	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言いつ出す。	
(8) 学校生活 全般	17	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
	18	本意でない係や委員にむりやり選出される。	
	19	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。	
	20	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。	
	21	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。	